

からである。

これを受けて、総務部総務課文書法制班、教育委員会文化財保護課にアーカイブズ構築に向けて検討するよう指示があった。総務課では平成20年3月17日付で、旧市町村文書も含め公文書の廃棄処分を凍結したが、3年後事務室は文書で溢れることになった。ただ、評価選別を行う仕組みもない中、目の前で歴史公文書となりうる公文書が失われるよりはベターな選択であったと考える。一方、文化財保護課では、平成19年9月から市内に残された地域史料の悉皆調査を行うため、旧市町村8地域に市民ボランティア組織を結成し、その方々の協力のもと歴史資料の調査を行っている。

## 2 公文書の保存と利用

### (1) 公文書等の管理に関する法律との関わり

公文書等の管理に関する法律の第34条に、地方公共団体の文書管理として「地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と努力義務の規定がある。市では公文書館設置に関する設置条例は制定するものの、公文書等管理条例までは一足飛びに移行せず、まずは現在の訓令である文書取扱規程から公文書等管理規則へ移行し、ゆくゆくは条例化の方向で検討している。ただし、規則の制定にあたり、公文書管理法の文書作成の義務化、文書の保存管理とそのための評価選別、そして公文書館への移管については明文化する。また、利用請求権については、条例化の際に明記する。

### (2) 公文書のライフサイクルの一元管理

市では、現用文書と非現用文書の一括管理をめざし、平成25年4月1日から旧来の保存年区分を変更し、これまでの永年文書を廃止し現用文書としての保存期間の最長を30年とした。また文書庫については、公文書館へ

### 報告①

#### 大仙市の公文書・地域史料の 保存・利用とアーカイブズ構想について

大仙市総務部総務課文書法制班  
公文書館設置準備室  
高橋 一 倫

### 1 はじめに - これまでの取組 -

なぜ大仙市がアーカイブズに取り組んだのか。それは平成19年、太田町史編さん事業(平成14～平成18)にかかわった市民から市長に対し「将来の子供たちのためにアーカイブズを設置してほしい」との切実な声があった

の移管まで保管する中間書庫を設け、あわせて、文書管理システムの更新を行いアーカイブズとの連携を図った。職員が入力した文書データの情報は、公文書館での保存・廃棄目録の作成の際のデータとして活用できるように汎用性を持たせている。

### (3) 評価選別作業

平成23年度から評価選別作業を始め、旧市町村及び新市の行政文書のうち、評価選別対象となった文書の10%前後を保存している。評価選別の際のガイドラインは、群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会編「公文書等選別収集基準ガイドライン（2次改訂版）」などを参考にして、市にとって重要な文書とはという視点で評価選別を行っている。

### (4) 近現代の公文書

大仙市には明治の町村制以前の行政文書も少なからず保管されている。昭和の合併以前の町村議会会議録のうち、市に引き継ぎが確認されている会議録は、明治16年から昭和29年までの972冊である。また、近年再確認された大沢郷村文書は、明治9年から昭和29年まで78年分の行政文書群であり、簿冊形式で約3千点を確認している。

## 3 地域史料の保存と利用

### (1) ボランティアによる地域史料の整理作業

合併8市町村の内、7市町村がすでに自治体史編纂を終えており、編纂事業で収集された地域史料（写真・音声資料を含む）は保管庫に眠ったままである。市では、公文書館法の第3条（責務）「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」とあることから、積極的な地域史料の調査を行ってきた。

平成19年度からは、市民ボランティアの協力によって、地域史料の保存と整理作業を



大仙市公文書館設置準備室の高橋氏

行っている。現在、二つのグループに別れ11名が参加している。毎週月・金曜日に活動するグループと、毎週火曜日に活動するグループがある。平成19年から平成23年までの整理点数24,093点、以後、史料解読を行っている。現在、新規の地域史料の発掘は、調査場所と史料保存の場所の問題から行っていない。ただし、地域史料の所在の情報収集は行っている。公文書館設置後に、地域史料の保存整理作業を再開したい。

### (2) 地域史料のデジタルデータ化

地域史料の活用の観点から、ブックスキャナを用いたデジタルデータ化（モノクロ2値、300dpi、TIFF、PDF）を行っている。太田町史編さん事業（平成15）から現在（平成27）に至るまで、ブックスキャナによる歴史資料のデジタルデータ化を行っており、現在18,789点、220,988コマを保存しており、今後どのような方法で市民の皆さんに閲覧利用していただくか検討中である。

### (3) 大仙市内の地域史料の特色

大仙市は、東西約44km、南北約40km、面積約867km<sup>2</sup>でシンガポール（約716km<sup>2</sup>）よりも広い。市内には村方・町方・武家の文書が残されている。村方文書の代表として、近代になり1千町歩地主となった高梨・池田家文書がある。近世から近現代に及ぶ地主関係

の史料がよく残されており、今後の研究の進展が期待される。また、町方文書としては、舟運で栄えた角間川の荒川家文書がある。18世紀前半に角間川周辺の農産物の集積と売却、小間物の小売や日用品の卸しの状況を伝える文書群である。武家文書には給人町・刈和野の山口家文書がある。山口家文書からは給人達の地域での勤めを知ることができる文書群である。

以上のように、市内では村方・町方・武家文書のほか、山林や鉱山関係の地域史料も残されており今後幅広い研究が期待される。

## 4 大仙市アーカイブズ構想

### — 公文書館設置に向けて —

#### (1)施設について

大仙市アーカイブズ構想をより推進するため、平成24年度に総務課と文化財保護課で分担していたアーカイブズ事業を総務課に統合した。当初、公文書館設置については施設の確保、財政的な理由から困難と判断し、公文書館機能の構築に向けて作業を進め、まずは「ミニマムモデル」を目指した。平成25年度に至り、常陸大宮市の事例から国交省の社会資本整備総合交付金を活用し、廃校舎を公文書館へ改修することが可能となったことから、大仙市強首字上野台1にある旧双葉小学校（床面積4,464㎡）を公文書館として改修することとした。平成26年度には基本設計、平成27年には実施設計を策定し、平成29年5月の開館を目指している。

#### (2)公文書館設置懇話会

平成26年8月27日に初開催し、座長に秋田大学教授・渡辺英夫氏を委嘱し、他6名の委員とともに施設利用、例規、公開利用について提言をいただいている。この懇話会は、公文書館設置後、運営審議会へ移行する予定である。

#### (3)アーカイブズ職員研修

##### — 職員相互の理解のために —

公文書館運営の成功は、職員が行政文書の作成や保管について理解を深めることにありと考へ、これからの市政を担う、若手・中堅職を対象に4月から10月まで4回の研修を行った。結果、管理職を除く事務職員746人のうち、495人が参加、全体の66%であった。うち、40代未満の職員が346人と出席者の69%が若手職員であった。

## 5 おわりに — 自治体でアーカイブズを設置することの意味とは —

大仙市の財政規模からいって、東北の市町村では初となる公文書館を設置することは、はっきり言って分不相応なのかもしれない。しかし、次の二点から公文書館設置を将来の市民への投資と考えると話は少し変わってくるのではないだろうか。

一つは、自治体の目標が、能率的で質の高い行政をめざし住民の福祉の増進を図ることであるならば、文書整理により文書検索の高速化が進み、文書検索での行政コストが削減され、しかも事案への迅速で的確な対応により行政サービスの質の向上が図られることはその目標に一步近づくことである。そして、公文書館には質の高い情報が集約され、職員がその質の高い情報を客観的に分析・検証し、その結果を新たな政策の創造の糧とすることができれば、住民の福祉の増進に大きな役割を果たすことになるはずである。

もう一つは、ふるさとの記憶と記録を守る、セーフティネットとしての役割である。人口減少に伴い集落の消滅が現実味を帯びつつある現在、ふるさとの記憶と記録の喪失が間近に迫っている。福島原発事故により、ふるさを追われた福島県富岡町では、民家から地域史料を救出するプロジェクトが行われ、約30年前の町史編纂事業で地域史料調査のために作成した名簿をもとに地域史料の救出

が進められている。

公文書館職員は「奴雁であれ」と指摘している研究者もいる。不意の難に番をする者「奴雁」のように、少し目先を上げて地域社会を見つめ直す時期に来ており、いま自治体が公文書館を設置することは、時宜に適ったことと言えるのではないだろうか。